

2019年7月31日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
問合せ先 広報室長 外川 義治
電 話 03-3245-4500

上告受理申立てに関するお知らせ

当社は、2019年7月17日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」でお知らせいたしました大王製紙株式会社（以下「大王製紙」といいます。）の取締役13名（当時）との間の訴訟（控訴審）の判決について、当該判決を不服として、本日、最高裁判所に上告受理申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告受理申立てに至る経緯

当社は2015年12月15日に大王製紙の取締役13名（当時）に対して損害賠償請求訴訟を提起し、2018年9月20日、東京地方裁判所により判決が言い渡されました。当社は、この判決を不服として、2018年10月4日、東京高等裁判所に控訴を提起しました。

しかしながら、2019年7月17日、東京高等裁判所は、大王製紙による2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「本件発行」といいます。）について、大王製紙が取得した株式会社プルータス・コンサルティングの新株予約権の価値算定手法の経済合理性及び算定された理論価値の合理性には疑問があるとしたほか、大王製紙の経営陣が当社の保有する大王製紙株式の持株比率を低下させたいという思いを持っていたことは否定しがたく、あわよくば当社の大王製紙株式の持株比率を20%以下にしたいという思いを有していたことがうかがわれるなどとし、当社が本件発行が有利発行に当たる疑いがあると指摘したことは合理性があり、大王製紙経営陣が本件発行の再検討等を頑なに拒否した上で本件発行を強行したことは経営判断として適切さを欠く面があったとして、その経営責任を事実上認める判断を示したものの、当社の請求を棄却する旨の判決を言い渡しました。

当社は当該判決には承服できないため、慎重に検討した結果、最高裁判所に上告受理申立てを行うことにいたしました。

2. 今後の見通し

上告審において、当社の主張の正当性が認められるよう、全力で対応してまいります。

以上